令和3年度

青森県商店街を中心とした交流人口拡大支援事業費補助金のご案内

青森県では、商店街を中心とした自発的な街づくり活動の促進と商店街の活性化を図るた め、街づくり参画団体が行う「商店街を中心とした交流人口拡大支援事業」に対し市町村と 協調して補助します。

1. 補助金交付先

市町村を通じて、街づくり参画団体に補助します。(県→市町村→街づくり参画団体)

※「街づくり参画団体」とは、次に掲げるものをいいます。

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街団体等であって市町 村長が認める団体、商工会、商工会連合会、商工会議所、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、市町 村長が街づくりに関する活動を行う団体と認める特定非営利活動法人、大学、短期大学、高等専門学校、中小 企業者、社会福祉法人等

2. 県補助率及び補助限度額

【補 助 率】街づくり参画団体が負担する補助対象事業費の1/4(他に市町村1/4)

※街づくり参画団体の負担は補助対象事業費の1/2となる

【補助限度額】:500,000円(1街づくり参画団体当たり) ※同額以上の市町村補助あり。

3. 補助対象事業

「商店街を中心とした交流人口拡大支援事業」とは、商店街のにぎわいを創出するための事業であって、 以下の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ※ただし、環境整備に係る事業を実施する場合は、以下の要件に加え、商店街活性化プラン、中心市街地 活性化基本計画等を具体化するために必要な取組であることを要件とする。
- (1) 商店街のにぎわいの創出に資するものであり、商店街が中心となって交流人口拡大に取り組む事業で あること。
- (2) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要をとらえながら、今後の可能性を 開く要素がある事業であること。
- (3)補助事業終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること。

なお、令和3年度は上記事業の他、地域商業活性化サポート事業におけるワークショップで検討された事業も対象と します。

4. 補助対象経費

- (1) 謝金(委員・講師・研究員等外部専門家に対する謝金)
- (2) 旅費(委員・講師・研究員等外部専門家に対する旅費、職員・役員等に対する旅費)
- (3) その他事業実施に係る経費

会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・ 施工工事費、景観整備費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、 イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費 (その他知事が特に必要と認める経費)

5. 交付申請の様式・受付締切

市町村からの交付申請額が、令和3年度予算額に対し満額になり次第、交付申請の受付を終了します。

●お問い合わせ

青森県商工労働部商工政策課 団体・商業支援グループ

Ⅲ 017-734-9369(直通)

FAX 017-734-8106

E-Mail shoko@pref.aomori.lg.jp